

奈良県議会議事事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

奈良県議会議長 安井宏一

奈良県議会議事事務局規程第一号

奈良県議会議事事務局規程の一部を改正する規程

奈良県議会議事事務局規程（昭和四十一年七月奈良県議会議事事務局規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「係長」を「係長
主任主査」に改め、同条第三項中「係長」の下に「主任主査」を加える。

第五条中第十三項を第十四項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 主任主査は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

附則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。